

判決年月日	平成25年1月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成24年(ネ)10030号		
<p>○被告の無効主張及び立証を時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下した原審の判断に誤りはないとした事例。</p> <p>○控訴審において提出された控訴人らの新たな無効主張及び立証を時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下した事例。</p>			

(関連条文) 民事訴訟法157条1項, 特許法104条の3

原審受命裁判官は、第1回弁論準備手続期日において控訴人(1審被告)らに対し無効論の準備をするように指示し、控訴人らは、平成21年2月6日付け準備書面により最初の無効主張を行い、後に請求原因に追加された請求項についても同年9月18日付け準備書面により最初の無効主張を行い、平成22年2月5日の第8回弁論準備手続期日において、受命裁判官から無効理由の追加は原則として認めないとされた。同年6月14日の第11回弁論準備手続期日に当事者双方により技術説明が実施され、原審裁判所から侵害論についての主張立証の追加は認めないとされた。その後、控訴人らは新たな無効主張及び立証を追加したが、原審裁判所は、平成23年9月1日の第2回口頭弁論期日において、追加された新たな無効主張及び立証を、時機に後れた攻撃防御方法として却下し、弁論を終結した。

本判決は、上記審理経過によれば、上記主張期限(平成22年6月14日)は、侵害論の主張を制限する期間として短すぎるとは認められないとして、期限後に提出された新たな無効主張及び立証を時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下した原審裁判所の判断に誤りはないとし、また、控訴審において提出された控訴人らの新たな無効主張及び立証についても、同主張が後れて提出されたことについてやむを得ない事情があるとは認められず、かつ、これにより訴訟の完結を遅延させるものであることも明らかであるとして、時機に後れた攻撃防御方法として却下し、控訴人らの控訴を棄却した。